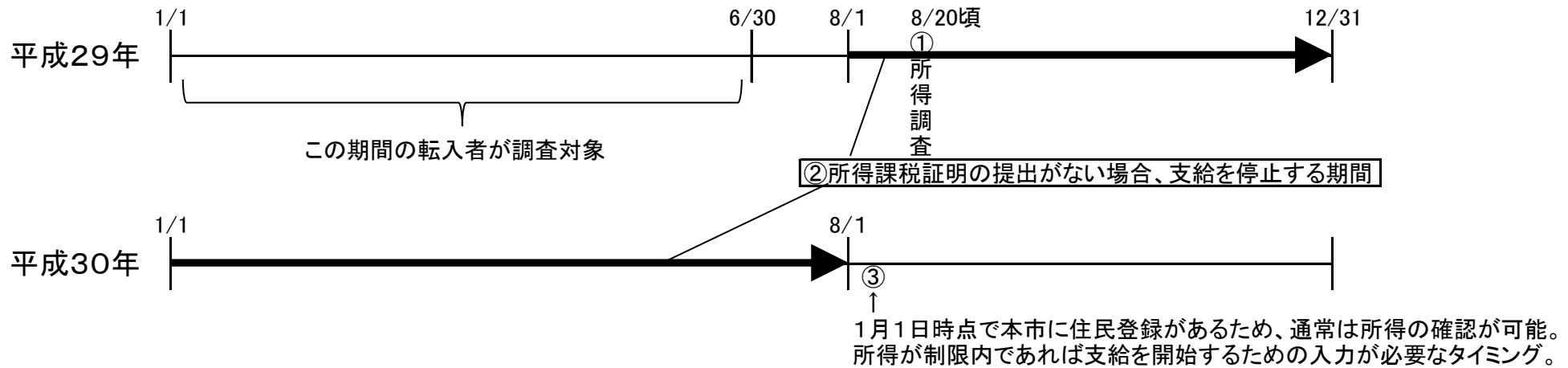


# 平成29年1月2日から6月30日までの転入者の心身障がい者扶助料所得確認事務のフロー図



①所得調査  
8月20日前後に、平成29年1月2日から6月30日までの転入者に対し、「所得課税証明書」の提出を文書で依頼。

②「所得課税証明書」が提出されず所得の確認ができなかった受給者は、福祉情報システムにおいて「現況届未提出」と記録され、提出されるまでの間、平成29年8月分から平成30年7月分まで支給停止となる。所得課税証明の提出があれば、支給が開始される。

③平成30年8月13日、全受給者の所得情報を踏まえ、システム処理により、福祉情報システムに支給の可否に関する情報が自動入力される。ただし、平成29年度所得調査(提出依頼)に対し、所得課税証明の提出がなかった受給者は、職員による入力が必要。

【事務ミス】  
所得課税証明の提出がなかった受給者についても福祉情報システムにおいて自動処理がされ、支給が開始されると誤って認識していた。